

誤りを直接認めたくない 会社の言い訳とは!?

休憩裁判（浦谷さん原告）の第6回口頭弁論が12月18日に開催されました。それに際して12月11日に会社側被告準備書面（3）が提出されました。

原告浦谷さんが、2023年1月25日当日の「あらかじめの乗務行程」の東京での出先点呼（16：39）、その時刻の5分前に「出場点呼」として記載した訴状に対して、被告代理人は誤りがあると指摘してきました。

それに対して原告としてどこが誤りかを会社に回答（求釈明）を求めていました。

今回提出された被告準備書面（3）の回答では、原告があらかじめ出先点呼を開始するはずだった（16：34）には直接触れず、ただ単に「～乗務員の乗務行路は当日手交された乗務行路票に記載のとおりである。」と主張してきました。

このことは、行路票に記載された時刻の5分前を認めれば、その5分前（労働外時間）が労働時間となることを認めたことになり、敢えて触れずに「乗務行路票の記載のとおり」としてきたのです。

乗務員の規程である作業標準には「退出点呼は退出時刻の5分前とする」と謳われているのみで、出先の出場点呼には一切何分前などと謳われてはいません。

会社の主張に沿って出場点呼するなら、「乗務行路票に記載のとおり」の時刻すなわちオンタイムで点呼するということになります。

これまで、出先の出場点呼で1分前に点呼を行った乗務員が、「点呼遅延未遂」とされ、会社から注意を受けてきました。

全乗務員の皆さん!!

会社は、長年、慣習化してきた5分前というサービス労働を、今回の会社の主張により、各出先における出場点呼のあり方を改めなければなりません!